

【フラット35】の審査に『AI審査モデル』を導入(令和6年10月) － 審査のスピードアップや不適正な申込みの検知を実現 －

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：毛利 信二、以下「機構」といいます。）は、お客さまの負担軽減や利便性向上を目的に【フラット35】や災害復興住宅融資等の機構融資のデジタル化について全社横断的に取り組んでおります。

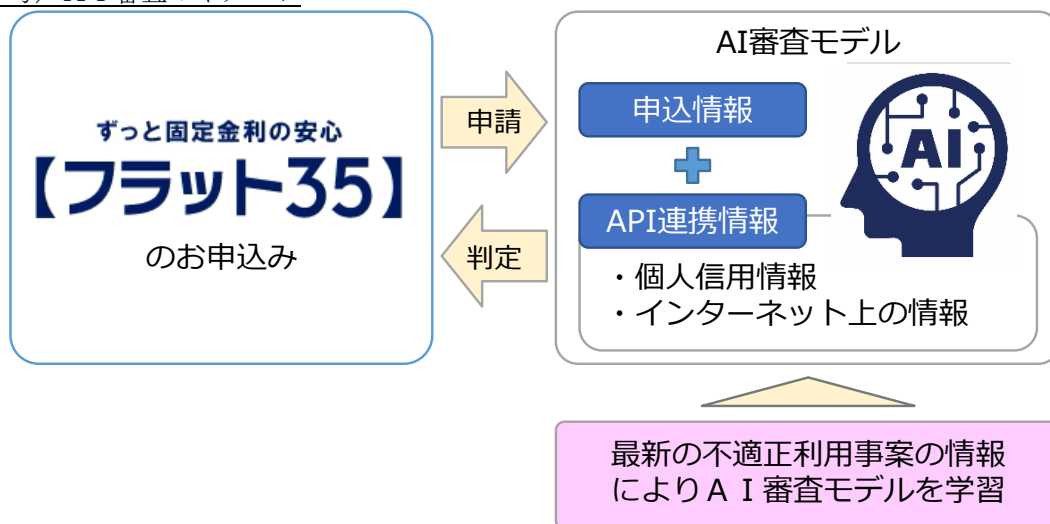
この取組の一環として、令和6年10月に『AI審査モデル』を導入します。これにより、審査の信頼性の向上とスピードアップが期待できます。

また、この『AI審査モデル』により【フラット35】の投資目的利用や住宅購入価格水増し等の不適正な申込みを検知し、審査に活用することで不適正利用防止の審査態勢を更に強化します。

< AI審査モデルの概要 >

- ・ 機構内部で取得・蓄積してきた【フラット35】の申込内容と不適正利用事案の情報に加え、個人信用情報やインターネット上の情報を外部からAPI連携により取得。
- ・ これらの取得した情報を基にAIが従来よりも高い精度で検知する不適正情報を活用し、総合的に審査を行う。
- ・ 更に、最新の不適正利用事案の情報を活用して、AI審査モデルの学習を実施。
※現在の機械審査システムでは、不適正利用の懸念がある申込事案は職員が慎重に審査を行っているが、AI審査モデルの導入により審査精度の更なる向上とスピードを改善。

(参考) AI審査のイメージ



本リリースに関するお問い合わせ先

住宅金融支援機構 経営企画部広報グループ 西村/熊谷/中田/甲斐/長谷川 TEL 03-5800-8019

住宅金融支援機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>

<参考> 【フラット35】の不適正利用を防止するためのこれまでの取組

～平成29年度	取扱金融機関に対して不適正利用事案に見られる特徴等の情報を提供するなど注意喚起（毎年実施）
平成30年度	機構ホームページや新聞広告等で【フラット35】は投資用物件には利用できないことを周知 不適正利用事案に見られる特徴等を踏まえた審査強化
令和元年度	【フラット35】を利用するお客さまに対し、契約時までには、投資目的では利用できないことを説明の上、署名いただく手続を導入 【フラット35】をご利用のお客さまのうち調査が必要な方に対して居住実態調査を開始
令和4年度	借入申込内容に懸念点がある場合に直接お客さまに確認する手続を導入 お客さまへの注意喚起を目的としたYouTube動画を作成
令和5年度	【フラット35】の適正利用を推進するための専門部署を設置